

## 児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱

### (趣旨)

第 1条 この要綱は、児童のための安全な遊び場である児童遊園地（以下「遊園地」という。）の新設、廃止又は整備に対する補助金の交付及び管理運営に関して必要な事項を定める。

### (通則)

第 2条 遊園地の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第 187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

### (目的)

第 3条 遊園地は、その新設、廃止及び既設遊園地の遊具等の整備に対して補助金を交付することで、市内の児童のために安全な遊び場を確保し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

### (条件)

第 4条 遊園地は、児童のための遊び場であって、次に掲げる条件を具備したものとする。

- (1) 名古屋市内に所在する土地であること。
- (2) 遊園地として、新設する場合は供用開始後 3年以上、遊具等を整備する場合は整備完了後 1年以上使用できる土地であること。
- (3) 図面や杭等で隣接地との境界が明示できる土地であること。
- (4) 安全に使用可能な面積が 200平方メートル以上、700平方メートル未満であること。
- (5) 遊園地内に、土地に定着する遊具が設置してあること。
- (6) 設置された地域において、遊園地の日常的な管理を行う管理責任者を定め、第21条に規定するとおり遊園地を管理運営する体制があること。

(補助金の交付対象)

第 5条 市長は、管理責任者が実施する遊園地の新設工事、廃止工事又は既設遊園地の遊具等の整備工事に対して補助金を交付する。ただし、対象工事の所要経費が10,000円未満のものは補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付対象となる工事は、次のとおり遊園地を設置し維持するのに必要な工事とする。

(1) 遊具の設置

(2) 標識、看板の設置

(3) フェンス、柵の設置

(4) くずかごの設置

(5) 土留めブロックの設置

(6) 遊園地から生える樹木の剪定

(7) 遊園地から生える樹木の伐採及び根株の撤去

(8) 盛土や瓦礫撤去などの整地。ただし、児童の遊び場確保のために必要最小限のものに限る。

(9) 管理責任者がそれまでに設置した、第 1号から第 5号に規定する遊具等の補修及び撤去

3 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第 2条第 1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者が実施する工事は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第 6条 補助金の額は、対象工事の所要経費の10分の 8とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、新設の場合は 400,000円、廃止の場合は 200,000円、既設遊園地の遊具等の整備の場合は 160,000円とする。

(新設時の補助金交付申請)

第 7条 遊園地の新設及びその工事に対する補助金の交付を希望する者は、工

事開始前に、次の書類を市長に提出する。

- (1) 児童遊園地新規設置及び補助金交付申請書（第 1号様式）
- (2) 児童遊園地用地所有者承諾書（第 2号様式）
- (3) 児童遊園地新規設置計画用図（第 3号様式）
- (4) 補助希望工事の見積書等所要経費がわかるもの
- (5) 児童遊園地所要経費収支計算書（第 4号様式）

（既設遊園地の遊具等の整備時の補助金交付申請）

第 8条 既設遊園地の遊具等の整備工事に対する補助金の交付を希望する管理責任者は、工事開始前に、次の書類を市長に提出する。

- (1) 既設児童遊園地遊具等整備補助金交付申請書（第 5号様式）
- (2) 児童遊園地整備計画用図（第 6号様式）
- (3) 補助希望工事の見積書等所要経費がわかるもの
- (4) 児童遊園地所要経費収支計算書（第 4号様式）

（廃止時の補助金交付申請）

第 9条 遊園地の廃止及びその工事に対する補助金の交付を希望する管理責任者は、工事開始前に、次の書類を市長に提出する。

- (1) 児童遊園地廃止及び補助金交付申請書（第 7号様式）
- (2) 児童遊園地整備計画用図（第 6号様式）
- (3) 補助希望工事の見積書等所要経費がわかるもの
- (4) 児童遊園地所要経費収支計算書（第 4号様式）

2 廃止を希望する理由が土地所有者からの申し出によるもの以外の場合は、地域の総意を確認するため、管理責任者は、前項の書類に加え児童遊園地廃止確認書（第 7号様式の 2）を提出する。

（補助金交付申請の間隔）

第10条 第 7条から第 9条に規定する補助金の交付申請は、次に規定する特別な理由のいずれかに該当しない限り、前回の補助金交付決定日の翌日から起算して 1年 6月を経過するまでは申請することができない。

- (1) 遊園地を廃止しようとするとき。ただし、遊園地の新設時の補助金交付決定日の翌日から起算して 3年以上、既設遊園地の遊具等の整備時の補助金交付決定日の翌日から起算して 1年以上経過していること。
- (2) 遊園地としての面積が 1,000平方メートル以上であり、かつ前回の補助金交付決定日の翌日から起算して 1年以上経過しているとき。
- (3) 第23条第 2項に規定する定期点検の結果、補修の必要があると指摘された遊具について、補修を実施するとき。ただし、この場合における補助金の交付対象は、指摘された遊具にかかる補修工事のみを対象とする。

(調査)

第11条 市長は、補助金の交付申請があった場合、申請書等の内容を確認したうえで児童遊園地調査書（第 8号様式）により対象の遊園地（予定地を含む。）を現地調査する。

(新設時の補助金交付決定等)

第12条 市長は、申請書等の内容を審査のうえ、遊園地の新設及びその工事に対する補助金の交付を決定したときには、児童遊園地新規設置決定及び補助金交付決定通知書（第 9号様式）により、不相当と決定したときには、児童遊園地新規設置及び補助金交付不承認通知書（第10号様式）により管理責任者に通知する。

(供用開始)

第12条の 2 市長は、新設工事が完了し遊園地が地域の児童のために安全に供用可能となった場合は、児童遊園地供用開始通知書（第 9号様式の 2）により管理責任者に通知し、供用を開始する。なお、遊園地の新設日は供用開始日とする。

(既設遊園地の遊具等の整備時の補助金交付決定等)

第13条 市長は、申請書等の内容を審査のうえ、遊園地の遊具等の整備工事に対する補助金の交付を決定したときには、児童遊園地遊具等整備補助金交付

決定通知書（第11号様式）により、不相当と決定したときには、児童遊園地遊具等整備補助金交付不承認通知書（第12号様式）により管理責任者に通知する。

（廃止時の補助金交付決定等）

第14条 市長は、申請書等の内容を審査のうえ、遊園地の廃止及びその工事に對する補助金の交付を決定したときには、児童遊園地廃止決定及び補助金交付決定通知書（第13号様式）により、不相当と決定したときには、児童遊園地廃止及び補助金交付不承認通知書（第14号様式）により管理責任者に通知する。

（補助金の請求）

第15条 第12条から第14条により、補助金の交付決定を受けた管理責任者は、児童遊園地補助金請求書（第15号様式）を市長に提出し補助金を請求する。  
2 市長は、前項の請求書が提出されたときには、すみやかに補助金を交付する。

（工事の実施）

第16条 補助金の交付決定を受けた管理責任者は、補助金の交付決定後すみやかに補助金の交付にかかる工事を申請書等の内容どおりに実施しなければならない。

（廃止工事後の返還等）

第17条 遊園地の廃止の決定を受けた管理責任者は、その遊園地が廃止となることを、利用者にわかるよう明示するなどの方法により周知しなければならない。  
2 遊園地の廃止の決定を受けた管理責任者は、すみやかに廃止工事を実施し、廃止日の翌日をもってその遊園地用地所有者へ土地を返還する。  
3 廃止を希望する遊園地において第22条に規定する有効活用及び第25条に規定する目的外使用を行っている場合は、管理責任者を中心とする地域の管理

団体もしくは管理責任者及び賛同者（以下「管理責任者等」という。）及び目的外使用者は、廃止日までにその活用や使用を終え、原状に回復しなければならない。

（補助金の精算）

第18条 補助金の交付決定を受けた管理責任者は、補助金の交付にかかる工事が完了した場合は、児童遊園地補助金実績報告書（第16号様式）に領収書等補助金の使途がわかる書類を添付し、すみやかに市長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、次に該当する場合、補助金の交付決定を受けたものに対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 遊園地の運営について営利を目的とする行為があったとき。
- (4) 第5条第3項に該当したとき又は補助金の交付申請をした当時に第5条第3項に該当していたことが判明したとき。
- (5) その他補助金を交付することが不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定及び規則の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、児童遊園地補助金交付取消し決定通知書（第17号様式）により管理責任者に通知する。

（遊園地用地提供者への措置）

第20条 市長は、名古屋市市税減免条例施行細則に基づき、遊園地のために土地を無償で提供した者に対して、遊園地が設置されている間、その土地にかかる固定資産税及び都市計画税を免除することができる。また、名古屋市児童福祉週間記念顕彰要綱に基づき、新設決定後に市長感謝状を贈呈することができる。

(管理)

第21条 遊園地の遊具等の日常的な管理は、管理責任者等で行う。

- 2 管理責任者は、遊園地を新設する際に管理団体を市長に届け出る。
- 3 管理責任者は、管理団体を町内会、自治会、老人クラブ、女性会、子ども会等の地縁団体としない場合は、3人以上の賛同者を市長に届け出る。
- 4 管理責任者等は、遊園地内の清掃、除草、樹木の剪定、害虫の対応、遊具等のチェック、補修の必要がある遊具等の整備等の日常的な管理を定期的に行わなければならない。
- 5 その他遊園地の運営に際して協議の必要があると考えられる事項が発生した際には、管理責任者等は、その遊園地を所管する区役所民生子ども課を通じて市長と協議する。

(有効活用)

第22条 管理責任者等は、遊園地の使用について、児童の遊び場という目的の他にその目的を妨げない範囲で、市長の許可を得ることなく次の活用ができる。

- (1) 花壇の設置。ただし、設置にかかる経費及び土地所有者等の求めに応じて撤去する際の経費については管理責任者等が負担する。
  - (2) 集団登校の集合場所や幼稚園等のバスの乗降所。
  - (3) ゴミ、資源の回収場所。
  - (4) 町内会、自治会、子ども会等が実施する地域の祭り等で、準備期間を除き1日を越えない短時間の行事。ただし、営利を目的とするものを除く。
- 2 管理責任者等は、前項に規定する有効活用を行う場合、第24条に規定する実態調査においてその活用状況を報告しなければならない。
  - 3 管理責任者等は、第1項に規定する有効活用に起因する紛争が発生した際には、使用の責任者として解決を図らなければならない。

(遊具の点検)

- 第23条 管理責任者等は、遊具等に劣化や故障がないか日常的な点検を行い、劣化や故障等の異常を発見した際には、すみやかに対応しなければならない。
- 2 市長は、遊具の安全性確保のために、毎年定期点検を行いその結果、補修の可否等を管理責任者に通知する。
  - 3 管理責任者等は、前項の通知において対象遊具の処置について意向の確認を求められた場合は、地域で話し合いのうえ、市長に回答する。
  - 4 市長は、前項の回答を基に、撤去を希望された遊具について撤去工事を実施する。

(実態調査)

- 第24条 市長は、遊園地の管理状況、使用状況、活用状況等を把握するために、毎年全ての遊園地を対象とした実態調査を行う。
- 2 管理責任者は、市長が行う実態調査に対し、実態に即した回答をしなければならない。

(地域の設置物による遊園地の使用)

- 第25条 第22条に規定する有効活用のほかに、遊園地の目的を妨げない範囲で、地域で倉庫、掲示板、防犯灯等を設置するなど、地元住民により組織された公共的団体が公共用に使用する場合は、遊園地をその目的外で使うことができる。
- 2 前項に規定する地域の設置物による遊園地の目的外使用面積は、他の目的外使用による使用面積と合わせて、遊園地総面積の2分の1を越えてはならない。
  - 3 第1項のとおり遊園地を使用することを希望する場合は、その遊園地の土地所有者の許可を得なければならない。
  - 4 第1項のとおり使用することを希望する遊園地が市有地の場合、使用することを希望する者（以下「目的外使用希望者」という。）は、あらかじめ使用を希望する遊園地の管理責任者の承諾を得たうえで、関係図面等を添えて行政財産使用許可申請書（第18号様式）を市長に提出する。



5 第 1項のとおり使用することを希望する遊園地が市有地以外の場合、目的外使用希望者は、あらかじめ使用を希望する遊園地の管理責任者に承諾を得たうえで、その土地所有者に許可を申し出る。

6 前項の申し出の結果、その使用が認められた場合は、その使用状況がわかる関係図面等を添えて児童遊園地使用届（第19号様式）を市長に提出し承諾を得なければならない。

（市有地の目的外使用許可）

第26条 市長は、目的外使用希望者から提出された行政財産使用許可申請書等の内容を審査のうえ、その使用を許可できると判断したときには、行政財産使用許可書（第20号様式）により管理責任者及び目的外使用希望者に通知する。

（市有地以外の使用承諾）

第27条 市長は、目的外使用希望者から提出された児童遊園地使用届等の内容を審査のうえ、その使用を承諾できると判断したときには、児童遊園地使用承諾書（第21号様式）により管理責任者及び目的外使用希望者に通知する。

（管理責任者の変更）

第28条 遊園地の管理責任者を変更する場合は、管理責任者は、管理責任者変更届（第22号様式）を市長に提出する。

2 管理責任者を変更する遊園地の管理団体が地縁団体でない場合は、新設時と同様に 3人以上の賛同者を市長に届け出るか、管理団体を地縁団体に変更しなければならない。

（その他の変更）

第29条 遊園地について次に該当する場合は、管理責任者は、児童遊園地変更協議書（第23号様式）を市長に提出し、協議する。

(1) 遊園地の名称の変更を希望するとき。

(2) 遊園地の面積の変更を希望するとき。ただし、面積の変更は減少の場合のみで、増加は認められない。

(3) 遊園地の土地所有者が変更となったとき。

#### (変更の承認)

第30条 市長は、管理責任者から提出された書類の内容を確認し、その変更が認められると判断した場合は、児童遊園地変更承認書（第24号様式）により管理責任者に通知する。

#### (休園)

第31条 管理責任者は、次の理由によりやむを得ず遊園地を休園する場合は、土地所有者の承諾を受けたうえで児童遊園地休園届（第25号様式）を市長に提出する。

(1) 遊園地周辺の公共的な工事により、遊園地の敷地もしくは入り口が使用できず、安全に遊園地を運用することができないとき。

(2) 遊具やフェンスなどの遊園地の設備の著しい破損により、安全に遊園地を運用することができないとき。

(3) その他市長がやむを得ない理由であると認めるとき。

#### (休園の期間)

第32条 遊園地を休園できるのは、最長で休園開始の日が属する年度の翌年度の末日までの期間とし、それを越えるときには廃止として届け出るよう、現地の状況を踏まえて管理責任者と市長で協議する。

#### (休園の決定)

第33条 市長は、提出された書類を審査し、遊園地の休園を決定したときには、児童遊園地休園決定通知書（第26号様式）により管理責任者に通知する。

2 管理責任者は、休園決定後すみやかに休園期間、問合せ先等を張り紙等により利用者に対し明示する。

(その他)

第34条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、児童遊園地補助要綱（昭和27年 4月 1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて設置された遊園地については、第 4条に規定する条件にかかわらず、設置を継続することができる。
- 4 この要綱の施行の際、現に設置されている設置物については、第25条第 2項に規定する面積基準にかかわらず、第25条第 4項及び第 5項により設置を継続することができる。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から施行する。